

事 業 委 員 会

平成30年6月8日(金)

事業委員会

日 時 平成30年6月8日（金）午前10時00分開会—午前10時58分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、反保副委員長、辻下、和田、奥野、小川、中原

欠席委員 なし

欠 員 1名

傍聴議員 坂原、道工、竹原

出席理事者 田代町長、
中口副町長
松田副町長
笠間教育長
家永都市整備部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長
相馬財政改革部長
鵜久森水道事業理事
栗山総務部理事
寺田総務部理事兼企画地方創生課長
中谷都市整備部副理事
吉田都市整備部副理事兼産業観光促進課長
奥建築課長、
佐々木建築課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は7名です。欠員は1名です。理事者については、早野理事の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。これより事業委員会を開きます。なお、携帯電話はマナーモードをお願いいたします。

理事者から報告事項がありますので、委員会終了後引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いいたします。

6月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件1件の審査を行います。

それではこれより議事に入ります。なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。また、理事者の発言は所属部署と氏名を言うてからお願いいたします。

それでは、議案第60号「岬町ラブホテル建築等規制条例及び岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部改正について」を議題といたします。本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

中原委員。

中原委員 すみません、参考までにお尋ねをするのですが、委員会資料の新旧対照表の中で、ちびっこ広場というのが出てくるのですが、それも今回削除するというか、そういうことなのですかけれど、このちびっこ広場というのを私、存じ上げませんで、どこにあった、どんな遊び場なのかな、広場なのかなって思いまして、この機会にお尋ねしたいと思います。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 先ほど質問ありました、そのちびっこ広場につきましては、今回、当初この条例を制定したときには、ちびっこ広場という名前でありまして、現在は児童遊園の名前になっています。各地区じゃないのですが、ちびっこ広場という名前であったところがありましたので、その名前を現在はもう児童遊園となっていますので、その方向で訂正させていただいています。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 今のお答えでいきますと、どこか特定した場所を指しているものではないということですね。大きく児童遊園という概念があって、その中でちびっこ広場というのがあるというか、何か共存していたのでしょうかね、そうしたら。最初はちびっこ広場という言い方で児童遊園を規定していて、そこをだんだん児童遊園という名前にしていったとか、何か経緯があるのでしょうか。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 すみません、その経緯というのは、ちょっと申し訳ないのですが、今、わからないのです。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 すみません、何かこのちびっこ広場というのが特定した場所を指しているものではないという理解でいいのですね。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、私も聞き及んでいるところですが、各自治区さんに児童遊園的なものがあつたとして、これを制定したときは、ちびっこ広場という名称もあつたということで、その具体的にどこの地区の何がちびっこ広場かというのは、少し私もよう調べ切れてないですが、混在というのですか、していたということで聞いております。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 はい、理解できました。

今回、本会議でも質疑の中で明らかになったように、中心的な旅館業法の一部改訂に基づく対応については非常に限定をされていると、むしろ新旧の改訂についていうと、現在の名称に改訂するというもののほうが数が多いのかなということ、本会議でも指摘があつたところではありますが、条例は適宜変更があればその都度変えていくというのが当然、ここ共通するところだと思うのですね。そういうことでいうと、今回このように、こういった機会があつたので、ほかの部分についても正確な名称に変更していくということがなされるということだろうと思うのですが、これはちょっとこの委員会の所管ということは言いにくいですが、条例全体を見て、ほかにこういった改訂漏れと申しますか、そういったことがないのかなというのはふと思ひ浮かんだのですが、そのあたり、もしお答えいただけるようであれば、お答えいただければと思います。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 委員おっしゃるように、今回、かなり前から変わっている部分、名称が変わっている部分もあわせて改正させていただいているのが事実でございます。それに

つきましてはもう事務の遅れということで反省しております。

今後このようなことがないように、気をつけて事務を進めていきたいと、このように考えています。

ほかに波及する部分ということなのですが、調べた中では今のところないということで、対応できているかなと考えております。

中原委員 はい、わかりました。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 すみません、この条例の、この岬町ラブホテルで、遊技場、こういう建築等とあるのですけどね、これ、私、今時分言うと、何言うてんなというてしかられるかもわかりませんが、これ、この中にラブホテル、福祉関係の建物やらもいろいろ入っているようですけど、これは普通、岬町の条例ですので、ゼロだと思うのですが、これはこういう福祉関係とこのラブホテルと違って、これは別々にしたらいいのと違うのかなと、ちょっと思うのですけど、ラブホテルとこの多奈川保育所とか、こういうのも皆ごちゃ混ぜに、この中、これ一応、この書いているのは別々に書いているという意味になるのかな。よその市町村やったらどんなようにしているのか、一度その点ちょっと、私が思うのは、ラブホテルと多奈川保育所と給食センターと違って、一度この建物の中へ入るので、この全部一律になっているのかなと思うのですが、この一律になっているのと違うのですか、その点ちょっと聞きたいのですが、意味わかるかな。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 今、和田委員がおっしゃられています、その保育所とかそういう部分につきましては、この条例の4条になるのですが、同意の基準というのがありまして、施設を定めて、ラブホテルの建築ができない区域を定めるために、その保育所の名前を挙げさせていただいたりしているという形なのです。

松尾委員長 和田委員、大丈夫ですか。

和田委員 いや、大丈夫でないのですが。意味がわかりません。まあ、学校の際へパチンコ屋何メートル、これはわかるのですが。その意味で、これ書いているということ。

奥建築課長 そうなのです。

和田委員 ほかに別にこの条例の中に、多奈川保育所がどうやらこうやらという、条例で何か変わるとか、そんなときに、の意味でここへ書いているのではなく、まあ学校の際へパチンコ、まあパチンコ、ラブホテル、何メートルあけよとか、そんなことは前から聞いているのですが。私、1個のこうあれにして、同じようなことになるのかなと思ったけど、その意味だけですか。もう大分前や。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 今、おっしゃられるとおりで、その区域を定めているための施設名を列記させていただいているということになります。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 ちょっと、すみません。本会議でちょっとどこかの保育所が多奈川保育所に変えたとかってというような、ちょっと質問したりしていたと思うのですが。やはりこれ、この中からそんなんあるので質問をしているのに、それだけの意味でないのと違いますか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 お答えします。今、奥課長が言ったのですが、同意の基準で第4条というのが条例にあるわけなのですが、例えばこの3号で、別表に定める施設の敷地の周囲をおおむね200メートル以内の区域について、同意をしてはならないという規定にはなりますが、この別表第2でいいますと、この条例でいいますと、例えば学校教育法の各小学校の施設名を列記して、2号で児童福祉法に規定する福祉施設ほかということで、今は淡輪保育所、深日保育所、緑ヶ丘保育所、多奈川保育所という形で、施設が並べられています。その中で、町立の緑ヶ丘保育所が廃止になったということで、これを表現上は抜いてしまうと、削除してしまうという形になり、その下にあった多奈川保育所が1号繰り上がると、そういう形でこの新旧対照表では表現させていただいている形になります。ですから、多奈川保育所はそのまま残っているということで、ご理解いただければと思います。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 ご理解はちょっとしにくいのですが、これまあ今言うてるそれだけに学校から何メートルだけここに入っているというだけで、ちょっとこの辺の意味がわかりません。やはりこれに対する何かがあるので、これに条例入っているのでしょうか。まあ、今度、今、言いました、緑ヶ丘とか、それが皆、多奈川保育所に改めてってなっているけど、やはり何か変えるときにはこの条例をいらうのでしょうか。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、ちょっと説明がよくなかったようなのですが、この保育所、福祉施設の部分なのですが、改正前の規定では、1号に淡輪の保育所、2号に深日の保育所、3号に緑ヶ丘の保育所、4号に多奈川の保育所ということで、改正前は記載させていただいていますが、緑ヶ丘保育所が廃止されて、子育て支援センターになったということで、この緑ヶ丘保育所を新しい改正の条例では、緑ヶ丘保育所を削除さ

せていただきまして、その緑ヶ丘保育所から下の、例えば多奈川保育所とかいうのが1号線り上がってくると、順番でいいますと。そういう形で条例は改正させていただいているものです。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 まあ、それ、わかっているのですが。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 私が言っているのは、この条例の中、別々にしたらいいやんかって、まあ、ラブホテルと保育所とひっついているのがおかしいなって言っている、その、分けなくてもいいという、この、学校だけの何メートルだけの意味で書いているのやというのではなく、こういう建物は、もう皆、一律にこれに、この条例に入れないとあかんで、入っているのだと、とか言ってくれたら、もうそれでいいのやけどな。

松尾委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません。基本的にはラブホテルを建築することについて同意してはならない区域を定めるに当たりましては、現在、例えば小学校とか保育所が建っている区域を指定するためにこの名称を列記させていただいているということで、こういった施設の周辺は無理ですよと、おおむね何百メートルという範囲があるのですが、そういう形で区域を示すために町の公共施設の施設名称を挙げさせていただいているということで、区域を明確にするためには必要な施設名称になってくると考えています。

松尾委員長 和田委員。

和田委員 委員長、わかりましたわ。

松尾委員長 大丈夫ですか。

和田委員 そうしたら、まあ、規制するためだけのあれということで、はい。やっとわかりました。

松尾委員長 ほかの委員さん、ありますでしょうか。ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、なければ、私のほうから1点ちょっと確認があるので、反保副委員長、お願いできますでしょうか、進行を。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 これ、以前に聞いたのですが、3ページの対照表を見ていただいて、真ん中よりちょっと下のほう、別表第2の学校教育法とその次、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設ほかというところで、新しく名称が変わって、列挙されているのですが、昔になかった、いろいろね、児童福祉法に該当する事業というのが増えていると思う

のです。その中に、岬町に放課後等デイサービスがあったと思うのですけれども、それが該当していないのかどうかというのを確認していただけますでしょうか。

反保副委員長 奥課長。

奥建築課長 今回この条例を改正させていただいている中で、第6項になるのですが、その他、すみません、前各号に掲げるもののほか、町長が定める施設というのがありまして、今後その、この条例が制定といいますか、改正後、規則のほうでまたうたっていく物件になると思います。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 現在もうできている施設があるのですが、それは盛り込まない理由というのはあるのですか。

反保副委員長 奥課長。

奥建築課長 今回、新たに、今後もまた新たに出てくる可能性もありますので、改めてこの6項で町長が掲げる、定める施設というのを設けさせていただいて、規則で随時、いつまた出てくるかわからないところが。

松尾委員長 今あるのですよ、実際に、あるのですが、それは盛り込まないのかって。

反保副委員長 答弁をお願いします。

家永部長。

家永都市整備部長 すみません、ちょっとその施設について確認させていただきたいと思えます。

松尾委員長 え。

家永都市整備部長 施設を確認させていただきたいと思えますので、ちょっとお時間をください。

反保副委員長 後へ回すということで、いいですか。

松尾委員長 はい。

反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 既設の淡輪小学校の中でされている事業であれば。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 違います。違いますよ。これは福祉部局とも相談されましたかね。福祉部局と相談されているのであれば、現時点でされている事業所があるのですよ。それに抵触というか、規定、多分されるようなことにはなると思うのですが。

家永都市整備部長 福祉部局等に今回名称の変更とかございましたので、確認はしていると思うのですが、一度確認させていただきたいと思えます。少しお時間をいただければと。

反保副委員長 確認をするということで、よろしいですか。委員長、よろしいですか。

松尾委員長 はい。

反保副委員長 すみません、そうしたら、いったん休憩とさせていただきますが、皆さんよろしいですか。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時29分 再開)

反保副委員長 休憩を解いて、続行いたします。よろしいですか。

それでは、再開いたします。

辻下委員。

辻下委員 この件について、これ委員会の委員長、副委員長、担当課のレクをしているはずや。そのときに、委員長のほうから、この問題を言っているということで、そのときは調べてみますと、委員会まで、いう話と違うのか。そうでなければ、これ長引いて仕方がない。こんなレクのときにはっきりしてあげなければ。委員長が聞いているのだから、レクのときに。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 このとき、聞いたのは確かなのです。ただ、返答がもう関係ないということだったのですが、後でもう一度きちんと調べていたのですよ、私、今までね。そして、朝ももう一度聞きましたが、まあこの状態なので、もう一度再度聞いている状態です。

反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 レクのときにご質問いただいてというところで、きちんと最終回答させていただいてないところは、この場をお借りしてお詫びさせていただきます。

小川委員 回答したやん、関係ないって。おかしい、回答してないことをお詫びするって、回答したんやろ。関係ないってという回答をしたって、今、聞いたで。

家永都市整備部長 結局それで、まあ、ご理解というか、ご納得されてないということなので、まあ、私どものほうの説明が悪かったのかと思いますけど。

小川委員 いやいや、そうじゃなしに。

反保副委員長 小川委員。

小川委員 いや、委員長がレクのときに、ここは、その何かアーバンのところで、児童の何かしていると、そこは入れなくていいのですかって言ったら、関係ないってという回答をしたって、休憩中に聞いたのよ。だから、今、部長が、そのときにちゃんと回答してないことをお詫びしますというから、ちゃんと回答しているのに何でお詫びするのかなど。関係ないというのであればなぜ関係ないかということをお委員長は聞いているの

で、その回答だけ言ってくれたらいいのではなからうかなと。もう時間もないので。
反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 基本的に先ほどのアーバンの2階でされている「ちょいす」という施設になりますけども、基本的には、先ほど委員長が見ていた3ページの表だったかと思うのですが、この中で2項ですね、児童福祉施設ほかと、規定されている中で、児童福祉施設ほかには該当する部分というのが、5号、6号の町立、授産所とか障害児施設ということで、ここでは記載させていただいているのですが、基本的に先ほど来のその施設と児童福祉法関係のデイサービス等、児童、放課後等の運営の施設となりますと、基本的には幅広くなってくるということで、数を具体的に名称を出して、ここでは挙げるようなことはさせていただかず、最終的に対応できるということで、先ほどちょっと説明もさせてもらいましたけども、6号で、前各号に掲げるもののほか町長が定める施設という形で表現させていただいたというのが。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 それはわかるのですが、ただ、この改定の時期ありますよね、今なのに、どうしてほかもあるかもしれないところを調査されなかったのです。そして明記しない理由を教えてください。

反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 一応確認はさせていただいたということになりますけども、基本的にその施設の届け出が、うちにはまあ届けなりが、なされてないというのが、我々のところで直接確認できてなかったという理由になります。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 それは、それ間違いないですか。いいですか。

反保副委員長 中原委員。

中原委員 すみません、運営上のことで、ちょっと。あの、ちょっといろんな議論がこうな、いろいろ複雑になっておりますが、松尾委員長は、ここに既にある施設として、該当すると考えられるものがあるのだから、それをきちんと明記を、条例の中で明記をするべきではないかという主張でしょうか。それに対して、どうお答えになるのか。そういう整理をしたらどうなのでしょうかね。

小川委員 答えているやん。

中原委員 では、お聞きしてもいいですか。そうしますと、認識はされていたということなのでしょうかね。あの、まあ、正副委員長のレクってさっきおっしゃいましたが、その中でも質問があつて、やりとりがあつたようですから、ここに掲げている6項の中

に、今おっしゃっておられる、いわゆる放課後デイと呼ばれている施設については、この6項の中に該当するのだと、はっきり岬町としてはそういう認識でご提案をいただいているという理解でよろしいのですか。

反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 そういう形で最終6項を定めさせていただいている、定めさせていただいております。

反保副委員長 中原委員。

中原委員 割り込んですみません。これは規則もこれに準じてあったと思うのですが、ごめんなさい、規則までは私ちょっと今日確認してこの場に臨んでおりませんが、規則の中なんかには、まあ町長が定める施設といったものについて、細かく記載されていたりするものなのでしょうか。

反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 すみません、今回、改正させていただいた内容というのですか、既存の条例の中で名称変わった部分ということで改正させてもらっています。作った当時は、基本的には公共施設の中の教育法とか福祉法ということで、この名前を挙げておくということで、ほぼ区域を特定できるという理解のもとで、条例だけで運用はさせていただいております、当初からは。今回、6項で町長が定める施設ということになってきますから、規則を新たに必要があれば策定していくということになります。今は規則はございません。

反保副委員長 奥課長。

奥建築課長 すみません。ラブホテルの建築等規制条例施行規則というのがございまして、ただその施設名を列記している項目がありませんので、今回新たに必要であれば、また列記するような形で改正していくとご理解いただければ。

反保副委員長 中原委員。

中原委員 規則はあったようで、見間違いではなくてよかったです。

そうしますと、松尾委員長がどのようにお考えになるかという問題だとは思いますが、その規則の中に列記するということであれば、規則をもってこの条例を補完するというので、放課後デイについては、どこかに明記をされて、定められているということになると思うのですが、どこにも書かないということになると、ちょっともしかしたら決まりとしては不十分になってくるのかなという印象を受けましたけど、そこは松尾委員長がどのように求められるかということかなと思って、私、また1個質問出てきたけど、それは後で聞きます。関係ないことだから。すみません、割り込ませていただ

いて。

反保副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 この件に関して、部長からも届け出が、岬町に届け出が出ていない施設に関しては書かないと言われてはいますが、この児童福祉法については、届け出がないと営業ができないものだと認識しているのです。その辺きちんと確認されているのかどうか、もし、またもうちょっと私も調べますけれども、なければまた違う問題になってきますし、本当にきちんと連携できているのかなど、私は素朴に思うところなのです。それで、確認せずにこう書かれているのであれば、今後問題ではないのかなど。そして、また時期についても、こういうように列挙されている、名称変更ですけれども、その時期でもう既に営業されているのに、どうしてそれが入っていないのかというところで、もしその理由が、まだ私はきちんと理解はできていませんが、言えないのであれば、また問題なのかと私は思っていますのでね。もう一度最後、回答いただけますか。

反保副委員長 家永部長。

家永都市整備部長 再度少し確認させていただきたいので、お時間をいただけますか。

反保副委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時50分 再開)

反保副委員長 それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

家永部長。

家永都市整備部長 先ほどのご質問に対して、再度担当のほうからもう一度説明させていただきますので、よろしくお願いします。

反保副委員長 奥課長。

奥建築課長 先ほど、松尾委員長が質問されました内容につきまして、まず、その児童福祉法の7条に規定する施設という、まずこの法律なのですけれども、この法律からは、まずは先ほど言っていた放課後デイサービスについては外れています。うちで施設として掲げるとなれば、このほかのところには先ほど言われた放課後デイサービスのほうが入ってくる形になりまして、その放課後デイサービスというのが、児童福祉法の第6条、ここではラブホテル建築条例規制、ラブホテル建築等規制条例では、児童福祉法第7条に規定する施設、児童福祉施設で、児童福祉法の中に第6条としまして、放課後等デイサービスというのが定義にございます。そこで、7条の施設としては、今、掲げさせていただいている施設を書いています。そのほかにつきましては、

先ほどもご説明させていただきましたけれども、第6項のほうの町長が定める施設という形で、今回規則のほうもあわせて改正させていただこうと考えております。

その期日といいますか、なぜここに載っていないのかというのが、私どもの確認の方法でいきますと、その福祉のほうの列記されているお名前を確認していたところもありまして、そういう放課後等デイサービスが施設名として必要かどうかまでは、申し訳ないのですが、確認不足というのもございます。あと、その分、規則のほうに掲げさせていただきたいと考えておりますので、すみませんが、ご理解いただければと思います。

反保副委員長 委員長、いいですか。

松尾委員長。

松尾委員長 私はそれでいいと思うのです。ただ、これを改正するときの、スタンスとして、町として、それで回答できるのかどうか、しっかり、なぜ入っていないのであれば、そのとき、なぜ入れてなかったのかというのを、きちんと答弁できたり、で、その仕事に対する、いろんなどころとの関係というのをきちんと確認してもらって、それで決めてもらったならそれでいいと思うのです。私は納得しているのですが、ただそこが心配だったので、突っ込ませていただいただけです。そうやってきちんとやっていただければと思いますので。私からは以上です。

反保副委員長 それでは委員長にお返しをいたします。

松尾委員長 では、私にかわらせていただきます。

中原委員。

中原委員 すみません、今、先ほどのやりとりのことで、念のため確認をするのですが、答弁の最後のところで、その放課後等デイについては、規則に掲げるというようにおっしゃいましたが、今回の改定に伴って、規則の改定も行われるということでもいいのかということが1点と、それから、委員会資料の4ページ、6ページにもあるのですが、(8)のその他の施設のところに掲げられているものとして、学校プールとあるのですが、これは過去の学校プールの全てを指しておられるのか、今は残念ながら学校プールというのは運営されていないと思うのですけれど、過去にあったものをここに位置づけて、残しておくということに今回はしておくということによろしいのでしょうか。

松尾委員長 どなたか回答をお願いします。奥課長。

奥建築課長 先ほど、まず規則のほうに改正するのかということは、改正させていただきます。必要であれば改正していきますので。

次に、学校プールというのは、現在、休止中でして、まだ廃止になっていませんので、

学校プールという施設名は残させていただいています。

松尾委員長 中原委員。

中原委員 1点目の改正されるということでしたが、その改正の中に放課後等デイという名称を書き込むという理解でよろしいのですか。

松尾委員長 奥課長。

奥建築課長 もし、そこに施設名称とか、何かありましたら、あわせてそれは書いていかなければならないとは思っていますが、そこはまた福祉のほうにも確認をしながら進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

松尾委員長 よろしいですか、中原委員。

皆さん、ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第60号「岬町ラブホテル建築等規制条例及び岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第60号は本委員会において可決されました。

以上、本委員会に付託を受けました議案1件については、全て終了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、事業委員会を閉会します。

(午前10時58分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年6月8日

岬町議会

委員長 松尾 匡